

■福岡市政だより平成29年5月15日号 掲載記事

●新たに24の屋台が誕生
市の魅力の一つである屋台文化を守っていくため、市は、公募によって屋台営業者を選定しました。審査を通過した24店舗が4月1日以降、順次営業を始めています。

●これまでの課題
屋台は、福岡市の観光資源として、また、まちのにぎわいや交流の場として貢献してきました。その一方、通行の阻害や衛生面の問題、騒音や悪臭による住民とのあつれき、都心の一等地を安価に使用できる不公平さなど、さまざまな課題を抱えていました。

さらに新規参入を認めない「原則一代限り」のルールや営業者の高齢化もあり、福岡市から屋台が消えてしまうことは確実でした。

●屋台基本条例の制定
こうした状況を踏まえ、市は平成23年に「屋台との共生のあり方研究会」を設置し、屋台の存在意義やあり方を公開で議論しました。同研究会の提言を受けて平成25年に「福岡市屋台基本条例」を制定し、ルール

順守の徹底や屋台の場所の見直しによる歩行空間の確保、上下水道などの環境整備を進めてきました。

また、屋台は市道や公園などの占用許可を受けた本人が自ら営業を行う必要があります。本人以外が行う、いわゆる「名義貸し」屋台についても、廃止を前提とした上で、生活再建のためこの3月まで、3年間の猶予期間を設けました。さらに、猶予期間が終了した後も継続して屋台営業できるように、4月以降に実施予定だった公募を前倒しして実施。公募では、「屋台選定委員会」において、ルールの順守や衛生面への配慮、住民や同業者との連携など、顧客だけではなく地域との共生の観点でも審査されました。

市は、未来にわたって福岡の夜のまちに屋台の明かりがとまり続けるよう、屋台営業の適正化と観光資源としての活用に取り組んでいきます。

■問い合わせ先／にぎわい振興課 ☎733-5933 ☎711-4354



■福岡市政だより平成29年8月1日号 掲載記事

新しい屋台が誕生しました

福岡市の夜の風景に欠かせない屋台。公募によって、この春20軒を超える新たな屋台が誕生しました。いわゆる王道の屋台から今までなかった個性的な屋台まで、それぞれの特徴を生かした店が、続々と営業を始めています。

屋台のイロハ
開店時間は・・・
店によってまちまちで、早くても夕方6時ごろ。だいたい6時半～7時が多いようです。荒れた天気の場合は、急に休みになることもあります。

料金やシステムの確認
注文前に料金表や金額を確認しましょう。屋台によっては、お通し等のシステムを設けているところもあります。入店時に確認を。

トイレの場所の確認
近くの公衆トイレや各屋台が提供するコインエンスストア等のトイレが利用できます。事前に場所を確認しておきましょう。

■問い合わせ先／にぎわい振興課 ☎733-5933 ☎711-4354

「福岡の屋台・地域と共生し未来へ！」



公募屋台がスタート！（4月から新たに20軒以上）

平成29年4月から、福岡の屋台文化に新たな風を吹き込む、公募で選ばれた屋台が20軒以上、順次営業を始めています。

福岡市は、皆さんに愛される屋台文化が存続していけるよう、引き続き取り組んでまいります。



屋台営業にはさまざまな課題もあります

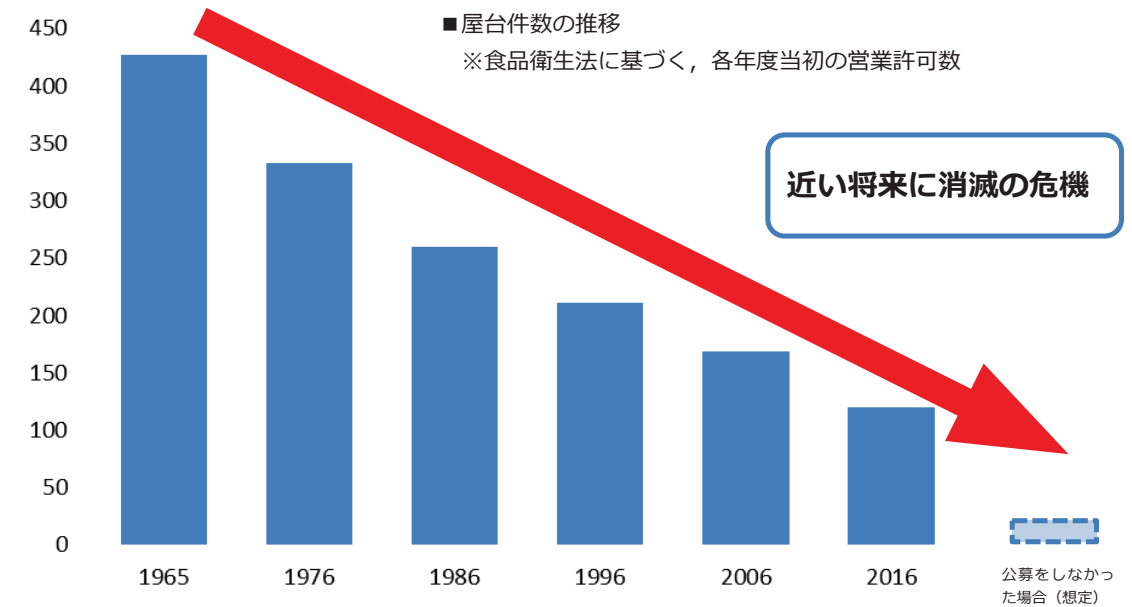
福岡市の屋台は、民有地等に屋台を集積させたいいわゆる「屋台村」とは違い、道路や公園など公共の場において、まちの風景にとけこむ日本で唯一の風情が大きな魅力となっています。

ところが、まちなかにあることから、安全な通行の阻害や衛生面の問題、騒音や悪臭など、さまざまな課題を抱えており、近隣の民間ビルや地域住民とのトラブルが解消されない状況

が続いていました。

屋台は消えていく運命にありました

そのような屋台営業に対する批判を背景に、平成7年の福岡県議会において県警本部長が「屋台営業の新規参入は原則認めない」と答弁し、いわゆる「原則一代限り」の方針が示されて以降、新規参入ができないまま、将来福岡のまちから屋台の灯が消えてしまうことが確実視されていました。



屋台の灯をともし続けるために

こうした屋台存続の危機的状況を踏まえ、福岡市では平成23年に「屋台との共生のあり方研究会」を設置し、どうすれば屋台が市民に理解され、まちと共生できるかを議論していただきました。

そして、研究会の提言を受け、適正な屋台営業を確保することで安全で快適な公共空間及び良好な公衆衛生を図る、「福岡市屋台基本条例」を平成25年7月に制定しました。



条例制定を契機に、屋台指導員による巡回、指導、ルール遵守状況の定期的な公表や、屋台の設置後、歩道が十分に確保できない屋台の移転に加え、上下水道、電気設備などの環境整備に取り組んできました。

屋台の公募によって、福岡の屋台は残り続けていきます！

このような取り組みによって、屋台営業の適正化に一定の目的が立ったことから、平成28年度に、屋台の歴史の中で初めて、減り続ける屋台に「新規参入のみち」をひらく屋台公募を実施いたしました。

屋台公募では、福岡市屋台選定委員会において、ルールの遵守や衛生面への配慮、地域や同業者との積極的な連携に向けた取り組みなど、さまざまな視点から20軒を超える新規屋台が選考され、現在も約110軒（平成29年8月現在）の屋台が福岡市内で営業しています。

【屋台のあゆみ】

（1）屋台の誕生！

○昭和21年頃	戦後の混乱の中で、道路上などで簡易な仮設店舗を設置して行う屋台営業が始まる。
○昭和40年代	最盛期には、屋台の数が400軒以上となる。

（2）屋台営業が社会問題に！

○昭和40年代以降	屋台の無秩序な道路使用などに対する市民の不満が高まる。 ○歩道占有の不法営業、汚水のたれ流しなどが常態化。 ○都心の一等地であるにも関わらず安価な使用料（参考：道路占用料月額 約5,600円（平成24年））であることに対して高額な家賃を支払って営業している周辺の固定店舗等からの不公平感増大。
-----------	--

（3）原則一代限りのルールが確立！

○平成7年	県議会において県警本部長が『屋台営業の新規参入は原則認めない』と発言し、「原則一代限り」の方針が示される。このときの屋台数は約220軒。
○平成8年	福岡市において「福岡市屋台問題研究会」が設置され、社会問題化していた屋台のあり方について議論される。
○平成12年	「福岡市屋台指導要綱」の制定・施行。道路や公園の管理者である福岡市が屋台による道路等の占用を認め、管理するための基準を明確化するとともに、県警が示した「原則一代限り」の方針に従うこととした。

（4）「屋台を残したい」という想い！

○平成22年	屋台数が約150軒にまで減少。
○平成23年6月	高島市長が『屋台を残したい。あり方を検討したい。』と表明。 ○屋台を残す方向へ政策の舵(カジ)を切る。
○平成23年9月	「屋台との共生のあり方研究会」を設置 ○屋台が地域と共生し、住民の理解を得ることが重要。 ○衛生面で問題を感じた市民が8割。 ○名義貸し屋台があることは問題。 ○地域との共生の条件を議論 ⇒ 福岡のまちの財産としての効用とルール遵守。

（5）日本で初めての屋台基本条例の制定、名義貸し屋台問題の解決、そして、公募へ！

○平成25年7月	「福岡市屋台基本条例」制定（日本初）。 ○将来的になくなるはずだった屋台を維持＝公募制度を創設 ○「慣習」で認められていた屋台から、「公共性」を根拠に合法的に認められた屋台へ。
○平成25年9月	「福岡市屋台基本条例」施行 まずは適正化に取り組むことに！！ ○屋台営業の指導強化、ルール遵守の点数化・公表 ⇒ 改善。 ○屋台の移転再配置、環境整備（電気・水道・下水道）の実施 ○名義貸し屋台の是正 名義貸しを認めて署名した営業者については生活再建期間として「特例措置（3年間の猶予期間）」が付される。 ○道路等占用料月額を2万円に（経過措置含む）
○平成28年9月	屋台の移転再配置と公募対象場所の環境整備が整う。 適正化が進んだため、初の「屋台公募」を実施！！ ○平成29年3月末で特例措置が終わる屋台も公募にチャレンジできるように。
○平成29年4月以降	福岡市の屋台文化に新たな風を吹き込む、20軒を超える公募屋台が誕生。 福岡市の屋台は新たなステージへ。

福岡市の屋台施策に関するQ & A

【屋台一般】

問1 福岡市には、どれくらいの屋台があるのですか？

（答え）[福岡市は日本一屋台があるまちです。](#)

屋台に関してはこれまで減少の一途を辿っていたところですが、平成28年度に、「福岡市屋台基本条例」に基づいて初めて行った公募によって新規参入が始まり、現在（平成29年8月末時点）では約110軒の屋台が営業をしています。

福岡市の屋台は、この公募制度の導入によって、制度上今後も現在と同数程度を維持できることとなりました。

問2 もっとたくさんの屋台ができないのですか？

（答え）[屋台が営業できる場所は、いろいろな条件を満たす必要があり、場所は限られます。](#)

福岡の屋台は、都心部の商業地や住宅地にあるため、営業のためには周辺の皆さんの同意をいただくことが大前提です。

また、道路や公園での屋台営業には、歩行者の邪魔にならない歩道の幅を確保できることや、上下水道や電気設備の整備などの条件もあります。

このような条件に合致する場所はそう多くありませんが、屋台が減少しないよう、場所の確保にも努めています。

問3 屋台にはどのような課題があったのですか？

（答え）[深夜の騒音、排水等の悪臭、歩行者の通行阻害、名義貸しなど様々な問題です。](#)

福岡の屋台は、夕方になると突然公園や歩道上に現れて独特な風情を生み出していますが、歩行者にとっては障害物となり、近隣住民の皆さんには騒音や悪臭などの負担を与えています。

また、屋台営業に伴う道路占用料は、都心部の一等地でありながら非常に安価（平成24年時点：月額約5,600円）で、近隣の固定店舗から「不公平」との声が上がっていました。

さらに、許可を受けていない第三者に営業させる等の、いわゆる「名義貸し屋台」の問題もありました。

このように屋台にはさまざまな課題がありますが、平成25年に「福岡市屋台基本条例」を制定し、屋台がまちと共生する持続可能な存在であり続けるよう、課題解決に向けて取り組んでいます。

問4 「名義貸し屋台」問題はどうなりましたか？

（答え）[現在は「名義貸し屋台」は是正され、適法に認められた屋台となっています。](#)

「名義貸し屋台」とは、道路等の占用許可が第三者に譲渡されるなどして、許可を受けた人と実際に屋台の営業を行っている人とが一致しない、違法な状態の屋台です。

本来、「名義貸し屋台」は即時に営業を辞めさせるべきものですが、福岡市は本人の同意の下、転職など別の生計手段を見つけるための猶予期間として生活再建期間（平成26年4月～平成29年3月末）を特別に設け、その間道路や公園の占用を許可しました。

さらに福岡市では「名義貸し屋台」にも公募への参加を認め、生活再建期間終了前に公募を実施いたしました。

このため、名義貸しであった屋台の中には公募で選定され平成29年4月から改めて適法に営業を始めた屋台もあります。

問5 どうして福岡市には屋台が必要なのですか？

（答え）[屋台は福岡市の大切な魅力と考えるからです。](#)

福岡の屋台は、長い間まちのにぎわいや人々の交流の場として活用され、観光資源としても注目されてきました。このような屋台の公共性を重視して、屋台がルールを守って適正に営業されることを前提に「公共の場（道路や公園）」での屋台の設置を認める日本で初めての「屋台基本条例」を制定しました。今後も、屋台がまちと共生する持続可能な存在となるよう、屋台営業の適正化や魅力向上に取り組めます。

【屋台公募について】

問1 どうして屋台を公募するのですか？

（答え）[屋台を存続させるためです。](#)

福岡の屋台は、昭和40年代のピーク時には400軒を超えていました。その後、社会の変化や「屋台の新規参入を認めない」という福岡県警が打ち出した方針のもとで減少を続け、近い将来、なくなってしまう恐れがありました。

そこで、福岡市は、長い間まちのにぎわいや人々の交流の場として活用されていた屋台の灯りを今後も灯し続けるための仕組みとして、新しく屋台を始めたいという人などがチャレンジできる機会である「屋台公募制度」を設けたのです。

また、新旧の屋台がお互いに切磋琢磨し、魅力を高め合うという効果も期待しています。

問2 屋台を新しく始めるにはどうしたら良いのですか？

(答え) [次回の屋台公募にチャレンジしてください。](#)

新しく屋台を始めるには屋台公募に応募して選定される必要があります。
選定されるには、公共の場で営業する屋台はさまざまなルールの遵守が求められますので、屋台基本条例など関係法令を十分に理解することが重要です。
次回の公募の実施時期についてですが、屋台が連なっている場所で、近隣住民やビルのオーナー等の理解が得られ、屋台営業ができる環境が整った場所が一定数確保できたときに、スケジュールなどを検討した上で実施することとしています。実施が決まりましたら速やかにお知らせします。

問3 公募屋台は、どのように選ばれるのですか？

(答え) [第3者機関の屋台選定委員会が営業候補者を選定します。](#)

公募場所をどこにするか、応募者の誰を選ぶのかについては、学識経験者や市民などで構成された第3者機関「福岡市屋台選定委員会」において、「屋台基本条例」の趣旨・目的や法令に定められた基準をもとに審査したうえで、決定されます。

問4 どのような応募者が選ばれるのですか？

(答え) [選定基準の項目に優れた応募者です。](#)

屋台公募における選定基準は、規則などで明確に定められています。
①関係法令等の遵守に向けた具体的な取り組み
②福岡らしい屋台文化を守るとともに、新たな魅力を創出するための創意工夫
③地域貢献に向けた具体的な取り組み
④まちの魅力を高めようとする意欲
これらの項目に優れていると認められた応募者が選ばれることになります。

【屋台営業のルールについて】

問1 屋台にはどのようなルールがあるのですか？

(答え) [地域と共存していくためにも、いろいろなルールが定められています。](#)

屋台には、歩行者などに迷惑がかからないよう一定の時間や区画の中で営業しなければならないなどの基準が決まっています。また、道路を汚さない、汚水を廃棄しないなどの禁止事項や、料金を明示する、紹介できるトイレの場所を確保するなどの遵守事項も定められています。さらに、占用許可などの権利を他人に譲渡することの禁止、生ものを提供しないな

どの食品衛生に関する法令や違法駐車防止などの交通関係法令なども守らなければなりません。

道路や公園など公の場所を独占して、さらには固定店舗に比べて著しく安価な経費（例：道路占用料月額：9,824円～20,000円〔平成29年度〕）で営業することができる屋台には、こういったルールを守っていただく責任があります。

問2 屋台を利用する際に気をつけることはありますか？

(答え) [屋台営業のルールを守っているかどうかに注意してください。](#)

屋台基本条例や規則では、「料金は利用者の見やすい場所に明示すること」「当日の原材料の価格によって料金を変更する品目は当日の料金を表示すること（時価との表示ではだめ）」などが義務付けられています。また、「お通し」などのシステムに関するトラブルもあるようですので、屋台を利用する際は、料金が明示されているかどうか、「お通し」や注文の仕方などのシステムがどうなっているか、あらかじめ確認して利用しましょう。

問3 屋台がルールを守るために、福岡市は何をしていますか？

(答え) [屋台指導員が巡回して、ルールを守っていない屋台に対して指導をしています。](#)

福岡市では、屋台を巡回してルール遵守の確認や指導をするほか、遵守状況を市のホームページで公表しています。ルールを守っていない屋台は、屋台基本条例に基づき口頭または文書で指導しており、改善が見られない屋台に対しては、道路・公園の占用許可の一定期間停止や取り消しを行います。
また、屋台営業者などがルールや必要な知識を習得するための講習会も毎年開催しています。

【参考リンク】

[※屋台営業のルール遵守の採点結果（HP）](#)